

## 用途地域参考図について

用途地域参考図中、「赤マーカーで囲った部分」が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域になります。

本条例で制限を受ける区域は、次のとおりとなります。

- ・「赤マーカーで囲った部分」及びこれらの地域の周辺100メートル以内の区域
- ・学校、図書館、公民館、児童福祉施設及び公園の敷地境界から100メートル（届出住宅が商業地域に位置する場合は50メートル）以内の区域

よって、上記区域については、4月27日から5月6日まで、8月11日から8月20日まで及び12月28日から翌年の1月6日までの期間しか営業できないこととなります。

なお、白色の地域については市街化調整区域になります。詳しくは開発審査課にお問い合わせください。

用途地域については、にしのみやWebGIS <http://webgis.nishi.or.jp> 都市計画情報から閲覧することができます。